

地域包括支援センター運営協議会の会議結果報告

1. 会 議 名	平成 30 年度第 3 回松阪市地域包括支援センター運営協議会
2. 開 催 日 時	平成 31 年 2 月 18 日 (月) 午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
3. 開 催 場 所	松阪市健康センターはるる
4. 出席者氏名	出席者 [委員] 志田会長、津田副会長、小林委員、岩瀬委員、北村委員、高橋委員、日野委員、竹田委員、川上委員、田中委員、植嶋委員、山口委員、小山委員 計 13 名 (欠席委員) なし [地域包括支援センター] 第一地域包括支援センター：2 名、第二地域包括支援センター：2 名 第三地域包括支援センター：2 名、第四地域包括支援センター：2 名 第五地域包括支援センター：2 名 [地域振興局] 三雲地域振興局地域住民課：田口課長、飯南地域振興局地域住民課：藤川課長、飯高地域振興局地域住民課：松葉課長 [事務局] 高齢者支援課：松田課長、藤牧担当監、西山担当監、前川主幹、森本係長、大西主任、稲垣主任、潮田、丸尾、介護保険課：田中課長
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1 名
7. 担 当	松阪市健康福祉部高齢者支援課 TFL 0598-53-4099 FAX 0598-26-4035 e-mail kourei.div@city.matsusaka.mie.jp

協議事項

1. 平成 30 年度 事業経過報告 (4～12 月分) について
2. 平成 31 年度 評価指標 (案) について
3. 平成 31 年度 運営方針 (案) について
4. その他

議事録 別紙

平成 30 年度 第 3 回松阪市地域包括支援センター運営協議会 議事録

日時 平成 31 年 2 月 18 日（月）13:30～15:30

会場 松阪市健康センターはるる

出席者

[委員] 志田会長、津田副会長、小林委員、岩瀬委員、北村委員、高橋委員、日野委員、竹田委員、川上委員、田中委員、植嶋委員、山口委員、小山委員 計 13 名
(欠席委員) なし

[地域包括支援センター]

- ◎第一地域包括支援センター：2 名
- ◎第二地域包括支援センター：2 名
- ◎第三地域包括支援センター：2 名
- ◎第四地域包括支援センター：2 名
- ◎第五地域包括支援センター：2 名

[地域振興局]

- ◎三雲地域振興局地域住民課：田口課長、
- ◎飯南地域振興局地域住民課：藤川課長、
- ◎飯高地域振興局地域住民課：松葉課長

[事務局]

- ◎高齢者支援課：松田課長、藤牧担当監、西山担当監、前川主幹、森本係長、大西主任、稲垣主任、潮田、丸尾
- ◎介護保険課：田中課長

[傍聴]

- ◎女性 1 名

事務局

今日は何かと御多用の中、平成 30 年度第 3 回の松阪市地域包括支援センター運営協議会にお集まりいただきありがとうございます。

今日は平成 30 年度の事業経過あるいは自己点検表の案、そして来年度の運営方針（案）についてご協議を賜りたいと思います。

それでは、会長、進行の方よろしくお願ひします。

会長

はい、皆さまよろしくお願ひいたします。

この年度最後の第 3 回の地域包括の運営協議会でございます。年事業報告、まだ 12 月分までの報告と、来年度に向けた自己点検表とか運営方針（案）について、ご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは早速ですけれど、まず報告事項をお願いします。事務局よろしくお願ひします。

事務局

今回の報告事項は、今年度平成 30 年度の高齢者支援課の取組の中で、「松阪地域在宅医療・介護連携拠点」と「松阪市認知症初期集中支援チーム」の進捗

状況について、簡単に報告させていただきます。

まず、松阪地域在宅医療・介護連携拠点について、在宅医療や介護を支える専門職の方々が質の高い連携を実現するための相談・支援を行う機関として 4 月にスタートしました。1 月末までに関係者からの相談支援に関わった件数が 50 件あり、その内、介護支援専門員からの相談が一番多く、次に多いのが地域包括支援センターからの相談でした。

相談内容は、在宅医療を行う医師の問い合わせが多い傾向にあり、病院や医師等関係者としてしっかり連携を取り相談対応をしています。連携拠点の事業は、相談支援以外にも在宅医療アンケートの集計・分析・報告や、カナミックネットワークによる情報共有システム導入に向けた勉強会開催や、その後の登録管理、年 2 回の多職種勉強会の企画開催と多種多様な事業を展開してきました。

こちらにも 4 月にスタートした松阪市認知症初期集中支援チームは、認知症の早期発見・早期支援を進めるために、精神保健福祉士や保健師が、ご家庭を訪問し、認知症における困り事や相談に対応しています。1 月末までの相談等対応件数が 35 件、その内訪問に至ったのが 34 件で、訪問延件数は 125 件でした。訪問事例を検討するチーム員会議は、専門的見地から指導をいただくため、認知症の専門医やサポート医、地区医師会の医師等の参加により毎月開催し、延 59 件を検討いただき、本人や家族への適切な支援につなげています。

連携拠点も認知症初期集中支援チームも、まずは地域包括支援センター等が地域の最初の窓口となり、相談を受けたケースの対応を補完する意味で、医療介護情報を提供します。また認知症初期集中支援チームが訪問同行して、スピーディーな受診につなげたり、多職種を巻き込んで問題解決や支援の方策が広がり、多くの成果が出ています。

今後ますます支援の必要な高齢者が増えていくなか、連携拠点と認知症初期集中支援チームの果たす役割は大きく、今後も地域包括支援センターと連携し、効果的な支援対応ができるよう事業を推進していきたいと思えます。

お知らせですが、既に新聞で報道されましたが、来年度の取組として「終活情報登録事業」を始めます。これは、今後、認知症高齢者や独居高齢者が増えるなか、家族の支援が行き届かないケースが増え、多くのトラブルを生むことが懸念されることから、判断能力があるうちに高齢者の意思を多方面にわたり明確にし、少しでも家族や関係者の負担をなくすため、高齢者自身が元気なうちから、自分の人生をどう終わりたいか考え、伝えるツールとして「エンディングノート」を市民に啓発します。啓発は、現在も地域包括支援センターが講習会で実施していますが、包括毎で教材が違うので、市が教材を購入し包括にお渡しし、同じ教材で講習をしてもらおうと考えています。そして、終活情報の登録ということで、横須賀市が実施していますが、松阪市でできないか検討を始めたもので、横須賀市と松阪市では現状が異なっているので、1 年ぐらいかけて、松阪市としてどのような情報の項目が必要かを検討して、その項目を整理し「松阪市版エンディングノート」作成しようとするものです。

もう一つは、経営企画課の事業ですが、高齢化のますますの進展に伴い、更なるニーズの多様化が予測され、高齢者支援策はもとより、公共交通や雇用な

ど超高齢社会に対応するべく横断的な取り組みが必要であるため、各分野の外部有識者で構成する「超高齢社会対策検討委員会」を設置し、この委員会は 2 年程かけて松阪市の高齢者のあるべき方向性を検討していくものです。

会長

はい、ありがとうございます。まず、報告は初期集中支援チームと連携拠点の経過報告と来年度松阪市が行う事業、新聞にも出ていましたけど、これについてご説明、報告をいただきました。

何かご報告事項について、ご質問はないですか。よろしいですか。

それでは早速ですけど協議事項の方へ入っていきます。

協議事項（1）平成 30 年度事業経過報告、4 月～12 月分について①が地域包括支援センター運営状況、②が自己点検表ということで、資料をご覧ください。事務局お願いします。

事務局

①の「地域包括支援センターの運営状況」をご報告します。

1 ページの 1.「総合事業・支援事業」。12 月までの総合相談の合計数は 1,895 件で、月平均 200 件以上の相談を受けている状況です。昨年同様に推移すると見込むと 2,400 件ほどになります。これは地域包括支援センターが、いかに市民の方々に身近な相談窓口として健闘したのかを反映していると思います。

次に 2 ページの「訪問件数」です。新規件数及び継続の訪問件数を内訳で詳細に示しています。合計で 1,346 件の訪問で、昨年同時期の訪問件数に比べて 139 件の増で、新規件数、継続件数ともに増えている状況です。この新規件数の訪問内容は、総合相談のための訪問で、全体訪問の 4 割弱 38.8%がこの総合相談支援のための訪問介入です。相談を受けてから、いろんなケースに訪問し、切れ目ない対応をしている状況です。

中ほどに、今年度から稼働しました認知症初期集中支援チームとの訪問について計上したもので、同行訪問、初回で 13 件、支援訪問で 24 件、合計 37 件に連携協力して対応をしています。

継続的取り組みのお達者訪問は、予防的な視点で支援を必要とする潜在者がないか判断する 75 歳お達者訪問です。9 割以上の方が継続不要で、必要と判断された方には、介護申請や個別の継続支援ケースとして細やかな対応につなげています。

3 ページの中ほど（4）「地域包括支援センターの周知啓発活動」は、地域の現場へ出向いて啓発に加え、各種事業の内容や、取り組みの紹介、地域のお元気さんとして、元気な住民さんの紹介など写真もたくさん活用して、工夫を凝らした素敵な広報紙発行をしています。丁寧で地道な活動で周知率は上がって、冒頭の相談の増加にも繋がっていると思います。

2 つ目の項目「権利擁護業務」です。今年度、虐待、虐待疑いへの対応が、昨年に比べて増えている状況にあります。虐待に関する相談、虐待疑いの事象が発生した場合には、それぞれの事例によってかわる問題は異なって、とても複雑なものがあります。それ故に 1 件の相談から対応、稼働がグッと伸びる状況にあるのが実情です。

5 ページ目 (4)「権利擁護の啓発」です。今年度第 2 回目の運営協議会でも各地域包括支援センターから紹介したように、地域に出向いて社会福祉士を中心とした講座で啓発をしています。成年後見制度や、高齢者虐待啓発といった、固く難しいイメージのものは、介護予防の内容も行い、包括内のチームワークで工夫した取り組みをしています。

6 ページ「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」です。地域包括支援センターが関係職種の方と連携を取って、勉強会を開催したりしたものです。

(1)「関係機関との連携回数」は、格段に増加し、年々増加しています。平成 29 年度の実績が、1,039 件で、今年度 12 月までで、1,858 件となっており、まさに中核的機関としての動きが出ていると受け止めています。また平成 30 年度から認知症初期集中支援チーム、在宅医療・介護連携拠点も新たな関係機関として計上する形で (1) に追加しました。今後もっともっと連携が密になるものと感じています。

7 ページに、(3)「地域ネットワークの構築」①「地域ケア会議」です。地域ケア会議では、個別ケースの課題ケースの課題検討、または地域課題の検討として多職種、地域関係者を交えて開催しています。地域ケア会議の詳細は 19 ページ以降改めてご報告したいと思います。

②では「地域住民等とのネットワーク会議」です。地域包括支援センターは地域づくりを担う観点からも、専門職との連携だけでなく、地域住民組織との顔の見える関係性を大事にしています。ネットワーク強化のための協議や、課題共有の会議も昨年同時期よりも増えている状況になっています。

4 「介護予防ケアマネジメント業務」です。平成 28 年の 11 月から総合事業が一部開始、平成 29 年 4 月からは全面開始となり、要支援の方々が徐々に総合事業の方に移行してきました。30 年 4 月から 12 月までで介護予防支援、予防支援の方々への介護予防支援は 5,735 件です。事業対象者の方に向けて、介護予防ケアマネジメントとして A、B、C ありますが、A は指定事業所の現行型、要支援相当のサービスの利用、若しくは緩和型の事業所指定を利用する場合のマネジメントとして、6,731 件。B は事業所等への委託型、このサービスは松阪にはありませんので実績は 0 です。C は住民主体型で動いている教室等への参加のときに必要なマネジメントで 38 件の実績になります。ケアマネジメントの件数として、予防の部分と総合事業の部分と 2 段並べてありますが、28 年 11 月一部開始になった時には、予防の件数が 1,160 件、予防対象者は 21 件、29 年は予防の方へ 880 件、事業対象者 428 件、30 年年度途中ですが、638 件と 748 件と移って来たのがわかります。

9 ページは、「介護予防ケアマネジメントの類型」の参考資料です。

10 ページで、5 「介護予防事業」です。健康寿命の延伸を目指して、早い時期から生活の中で介護予防に取り組んでいただくため、きっかけづくりを目的として、シリーズで開催する教室の開催状況です。長期の定期的な取り組みを通じて参加者同士のつながりを深めて、さらに自主運営の場を目指して新設したものです。②は年間シリーズの教室として、地域の実情に合わせた狙いをもって、それぞれの包括さんの圏域で実施をしている状況です。

11 ページの④「集いの場創出支援」として、自主グループ活動を支援しているものです。5 包括トータルで 75 グループに対し 417 回もの支援に入っています。右の表では各包括の中にある自主グループ活動件数を示しています。この表の中には包括の方から定期的かつ直接的な支援がなくとも運営できているグループも含まれています。地域の資源として、活動内容等を把握し、必要であれば運営の相談等にもあたっている状況です。

次 12 ページです。地域包括支援センターの細やかな支援によって、自主グループの数も順調に増えてきましたが、自主グループの活動は、順調な時ばかりではありません。運営の担い手さんの思い、参加者さんの状況、活動内容などグループによって様々です。そういうグループが継続的に運営できるような助言や指導を目的に、松阪・多気地域リハビリテーション連絡会の理学療法士の先生方と、以前から指導を受けている、中京大学特任教授の先生の支援を受けました。それぞれのグループの思いを聞き取りながらグループごとに様々な内容で指導を受けたものが示してあります。各地域包括支援センターの担当者の方が、グループの状況をしっかりとつかんで、先生方の指導の機会を継続して組み立てるなど、先への見通しをしっかりと持って有効的な支援にいただいています。

13 ページは、自主グループ活動を担う人材育成である「介護予防いきいきサポーターの養成」です。介護予防教室と連動させて、地域を選定してサポーター養成講座の開催など、その後実際の活動につながるような丁寧なフォローをしています。

14 ページは、そのフォローの内容です。包括によって圏域全体を対象とした開催、若しくは地域別に開催する、サポーターの区分により内容を組み立てるなど、体制の支援で細やかな着眼点をもって実施している状況がわかります。

15 ページは「介護に関する啓発」です。家庭介護教室や、相談会といった細やかな地域への展開を組み立てています。

16 ページから 18 ページは、認知症の理解を深め、認知症の人とそのご家族を地域で見守り支えていく支援体制を進めるもので、7.「認知症総合支援事業」を挙げています。物忘れ相談会は、松阪地区医師会の先生方にご協力をいただき、月1回の相談会を実施しています。専門医の相談を、ご本人またはご家族自ら申し込める相談会で、気軽に相談できる大切な機会として今後も継続していく予定です。

17 ページは「認知症サポーター養成講座」です。5 包括それぞれが圏域内の学校、小学校もしくは中学校でキッズサポーターの養成講座も開催している状況です。認知症への正しい理解をもって、地域での見守り活動をする、見守り隊の養成とフォローアップ研修会も持っています。②はその養成とフォローアップ研修会の開催回数です。

地域包括支援センターそれぞれで、研修の対象エリアや内容を工夫して開催をしています。圏域内の事業所さんの協力を得て、組み立てた内容に取り組んだ包括さんの報告もありました。

18 ページ。③「徘徊模擬訓練の開催」です。高齢者安心見守り隊の具体的な

取り組みに活すことを目的に、自治会等と協力して徘徊模擬訓練を開催しました。去年に引き続き地区内のエリアを移しての実施です。各地域での地道な訓練の積み重ねが、見守りの地域力を高めると期待をしています。

④は 3 年目となりました「RUN 伴」です。認知症の人やその家族、支援者、一般の人が少しずつつりレーをしながら、一つのタスキをつなぎゴールを目指すイベントです。高齢者の見守り等に関する協定を交わした事業所さんにご協力をいただきながら、今年度は支線として新しいルートを加えての参加をしました。プレイベントとして 4 日間の取り組みも開催をしましたので掲載しました。

19 ページは、先ほどご案内しました「地域ケア会議」の取り組みです。30 年度の地域ケア会議の取り組み、各包括毎に目標を書いています。開催回数を見ると、個別ケースの開催より地域課題の開催へと移って来たことがみてとれます。個別ケースとしては、精神疾患や認知症等を支える困難ケースに対する検討がされ、地域課題では、これまでに個々に出た課題が、地域の課題とされ、地域の関係者や専門職等多くの方々で共有した話し合いがもたれています。

認知症の人とその家族への支援として、カフェの創設に向けた話し合い、また独居高齢者が増えていく中でも、特に高齢者さんができていることに目を向けて、今ある資源やどんなことができているかを出して、地域の仕組みを考えていくスタイル、また 5 年後の地域を住民が考えることで、今やるべきこと、できることを確認する内容も組み立てています。一方で医療や介護の連携、地域包括ケアシステムの構築を考える内容で実施された部分もあります。

20 ページから 25 ページは、各地域包括支援センターで開催した個別ケースの検討会議、地域課題の検討会議の一覧です。それぞれたくさんの方々の参加をいただく調整を図り、事例の提供を基に会場で導き出された課題を整理された部分、地域課題としては多く住民さんや関係の専門職以外にも諸団体にも声をかけながら会議を開いている状況が報告の中に挙がっています。

会長

ありがとうございます。本当に多数というのか様々というのか、これだけいっぱいしているんですね。最初にこの地域包括ができたときに、これほどまでに多くの事業ができるということは、まったくご努力のおかげだと思いますけど、びっくりしますよね。

委員

事業別にご報告をしたので「すごいな」と分かりますけど、どの辺を各包括がポイントを置きながら、なおかつ広げていくかということがはっきりするのかな。

先生おっしゃったように最初の頃から思ったら想像もつかないような広がりが、深み、が増しており、ただただ読むだけでびっくりする。嬉しい悲鳴です。

会長

ありがとうございます。

それでは次の②の「自己点検表」について、これも今のことにつながりますが、それぞれの第一から第五までの包括さんが自己点検をしています。今日はその後自己点検表の新しい案も出ていますが、今回はまず今までどおりの自

己点検表について、第一包括さんから順番に簡潔によろしく申し上げます。

第一地域包括支援センター

2 月に入って新規の総合相談が、今までにも増して大変増えております。内容は認知症状や生活困窮に関わることが一番多く、職員総出で経験や知識をふりしぼりながら取り掛かっている状況です。

今回の自己点検表で、出来ていない欄にチェックを入れた項目は、3 ページのセンターの周知活動でした。これは、周知を目的とした地区説明会などはしていないものの、75 歳お達者訪問の機会を利用して、冊子等を利用して一対一で行う周知活動や様々な会議や教室を開催する際に、一定の時間を確保して冊子やパワーポイントを使った周知を行うなど様々な取り組みは行っています。ただ 4 ページの実態把握の欄を「できていない」としたように、75 歳お達者訪問以外のアウトリーチは、ほとんど行うことができませんでした。この 2 つの項目以外は、概ね求められる役割は果たすことができたと考えています。

4 ページの地域ケアネットワークの構築や地域ケア会議の開催では、11 年前から開催している、地域ケアネットを今年度 2 か月に 1 度開催し、4 月以降延べ 364 名の方に参加していただきました。またすべての公民館単位で、民生委員と介護支援専門員に集まっていたいて、事例検討やグループワークを行う地域ケア会議も継続開催しています。

地域には様々な課題がありますが、地域を支える皆様と課題を共有していく事で解決できることがあることを私達自身学ばせていただいています。

同じ 4 ページの認知症高齢者安心見守りネットワーク構築に向けた取り組みでは、圏域内に 5 校ある小学校のすべての小学校でキッズサポーター養成講座を開催できそうです。まちづくり協議会や近隣施設と共催で開催する形をとることで、全ての学校が、毎年の行事に取り組んでいます。圏域内の全ての小学生が、この養成講座を受けて大人になっていくことは、10 年後 20 年後の地域づくりにつながっていると感じています。

5 ページの権利擁護業務、特に (1) 高齢者虐待への対応では、社会的背景もあって虐待という言葉の認知度は高まっている印象もありますが、地域社会から完全に閉ざされているかのようなご家庭もあります。高齢者の尊厳と命を守る大切な業務として、個別の対応はもちろん啓発活動にも力を入れています。

6 ページの関係機関、医療機関との連携体制づくりは、介護支援専門員協会松阪支部の立場を通じて、入退院の連携体制づくりや医師や医療機関との情報交換のための研修会を支部役員の皆様と共に開催しました。

第二地域包括支援センター

1 ページの業務推進体制は、今年度は危機管理として、当法人事業所研修に参加しました。大災害時の対応、連携についての研修に参加して、机上ではありましたが、災害時に直面したときに活動に対する困難を経験して、みんなで「こんなことになるんやな」と考える機会になりました。このような研修を通して危機管理にも考えていく機会を設けていけたらと考えています。

3 ページ、総合相談について、相談窓口であることや、包括支援センターから宅老所、老人会、自治会、まち協等地域に出向いた際や、年度の始まりから

必ず周知活動を行っています。今後も継続して、周知活動に取り組んでいきたいと考えています。

4 ページの地区診断について、一部のまち協、行政、社協等と連携して進めている段階にあります。

地域ケアネットワークの構築に向けて、各エリアで地域ケア会議を担当し、構築されつつあると考えています。

安心見守りネットワークの構築に向けても、各エリアで各所、各所でやってきました。安心見守り隊のフォローアップも適宜開催して、認知症の啓発や見守り隊の活動がスムーズに行けるよう考えて進めてきました。

5 ページの権利擁護業務は、高齢者虐待、消費者被害、成年後見制度の周知啓発に関する講座を各エリアで開催しました。困難ケースの対応も、地域や関係機関から相談が多数増えてきて、課内での情報共有やケースの協議をし、各関係機関とも協議しながら、連携も図りながら、今後の対応につながるように我々も努めています。

6 ページ、包括的・継続的ケアマネジメントは、今までの地域の機関や、地域の住民さん等々と連携を図りながら進めているところです。おかげさまで、本当に連携がとり易い地域で我々を助けていただけ、包括全体で喜んでいるところです。

7 ページの介護予防ケアマネジメントについて、介護予防が必要な対象者の把握として、市民から情報、民生委員さんや各関係機関からいただいた情報は、早期対応をモットーとして、課内を始め、地域で情報共有を行っています。その他の支援につなぐよう、マネジメントにも努めています。委託のケースとか担当者会議は、今年度すべてのケースの担当者会議の参加を目指して対応していきます。

地域で活躍する介護支援専門員さんと連携を図り、地域の課題に対応できること、いざとなったらそういう課題に対応できることを目指しています。

教室等ですが、介護予防教室等も、前年度の教室終了時に取ったアンケートを基に今年度も教室を開催しています。今後も地域とか参加者の声を活かしていけるよう取り組んでいきたいと考えています。

第三地域包括支援センター

1 ページ目の地域包括支援センターの業務推進体制は、3 職種が情報を共有するために毎日夕方にミーティングを行い、職員の業務内容や相談内容、明日の業務などを確認し合いました。また、月に 1～2 回ぐらい定期的なカンファレンスを開催して事業に取り組んでいます。

3 ページ目の総合相談業務については、総合相談で寄せられた相談内容の傾向を簡単に分析し、3 職種で情報を共有するようにしました。具体的には診療所のお医者さんや、振興局、社協などが集まる会議で個別ケースとして議題に挙げ、対応策を考えるように心がけました。

実態把握は、昨年度までの地域ケア会議の中で第三包括エリア内の買い物や通院などの移動手段に関するニーズが何回か挙がってきましたが、第三包括エリアの全体の数量化したニーズとしては把握しきれていないのが現状でした。

そのため、今年度は振興局、社協と共同で、第三包括エリア全世帯対象にニーズ調査を実施しました。アンケート集計を行い、その集計結果を、地域住民に各戸配布、回覧等で周知したところです。今後その集計を基にサービスのあり方について、地域の方と一緒に考えていく予定です。

4 ページ目の地域ケアネットワークの構築は、各地区の住民協議会の行事に参加し、情報交換や顔の見える関係づくりに取り組みました。また民生委員さんの定例会や老人クラブの役員会にも出席し、事業に協力していただくことができました。

昨年度に引き続き、飯南地区では警察や消防、新聞配達業者や郵便局などの地域の見守りをしている関係機関との連携にも取り組みました。

前述したニーズ調査にしても、自治会や住民協議会にご協力いただき何回かの打ち合わせで足を運ぶことにより、関係づくりができてきたと感じています。

同じく 4 ページの地域ケア会議では、飯高の波瀬地区で、診療所のお医者さんと住民協議会との共催で、「5 年後の波瀬地区を考える」というテーマで開催しました。その後、宮前、川俣地区でも同様に行っています。今まで以上に、近所づきあい、地域のつながりを大事にすることや、介護予防の大切さ、年齢にとらわれず誰もが役割を持つことの大切さなどが意見として挙がりました。また介護支援専門員と民生委員との連携に関する現状や課題について、地域の見守りの先進地の講演も聞いた後事例の紹介をし、自分自身や地域でできることをグループワークで考えたりしました。そのことを通して、ネットワークの構築とともに、地域課題の明確化にもつながっています。

5 ページ目の認知症施策に関しては、認知症サポーター養成講座を実施しました。今まで小学校でのキッズサポーター養成講座の開催が難しい現状がありましたが、一昨年度より、地域の若いお母さんが小学校に声をかけてくださり、開催できる小学校が徐々に増えていき、今年度は宮前小学校、粥見小学校、柿野小学校の 3 校で開催し 63 名の生徒に受講していただいています。

8 ページ目の「介護予防への支援」は、3 回シリーズ介護予防教室や自主グループ支援のため、できるだけ時間を作って地域に出向いています。3 回シリーズの教室は、新規参加者の獲得に向けて、人が訪れる診療所などで教室参加者募集のチラシを掲示しました。そのため少しずつではありますが、新規参加者の獲得につながりました。

自主グループ支援に関しては、グループの主体性を大事にし、代表者会議を開催し、グループ内でできること、できないことを明らかにし、自主的な運営の取り組みを進めてきました。

介護予防いきいきサポーター養成講座は、初級中級合わせて 5 クールを開催しました。中級を修了した 2 地域で新しいグループが立ち上がり、今後軌道に乗るまでは包括と一緒に支援していく予定です。

第四地域包括支援センター

重点目標として、一番上に書いてあります「地域包括ケアシステムを構築するために、住民組織等と連携を密にし、インフォーマルな地域資源の発掘と創出支援を行う。」という目標を掲げました。

この中では、チームケアという形で職員同士が、まずコミュニケーションを
図るところを主にしました。業務をどのように進めていくかをしっかりと各職
種が考える形で、チームケアを整えることにしました。

その中で (2) の業務の進捗管理で、圏域の 11 公民館ある中、地域にどのよ
うな特性があるのかを、まず地区診断で、年度計画を立て、優先順位をつけな
がら、3 か月に 1 度の進捗状況を確認することができました。

2 ページの下、環境整備で、相談窓口である事務所、包括の場所がわかりや
すいように、活動時に地図などを示しながら相談窓口の周知もしました。2 階
の多目的ホールを整備し、地域の活動の中で介護予防事業などを開催しました。

3 ページの上、「総合相談業務」、様々な相談、電話での相談も多い中、休業
日以外センターが無人とならないように職員体制を整えています。センターの
周知活動は、地域住民、関係機関に様々な機会を通して周知活動を行っていま
すが、この中で地区説明会などを月 2 回以上というところがある中、2 回以上
が難しかったところがあります。

様々な相談が入る中、3 職種が対応者を決める中、専門的に関わるように取
り組みを実施しています。

4 ページ、「地区診断」、地域ケア会議など、開催地区の社会資源や、人的資
源の情報交換、共有を図ることができました。地域包括ケアを目的に住民協議
会、自治会、民生委員さん、いきいきサポーターさん、安心見守り隊さんなど
に参加を呼びかけ、地域ケア会議を通してネットワークの構築を図りました。
地域ケア会議の開催で、地区診断で上げられた地域特性を、独居高齢者の個別
事例を参加者さんにお伝えし、その高齢者の強みに焦点を当てながら、見守り
支援を協議、といったところを踏まえて、地域づくりを進めました。

認知症高齢者に対する支援では、高齢者見守り声かけ訓練を住民協議会と開
催しました。

安心見守り隊養成講座については、2 回しか開催できなかつたので、一部と
いう形にしました。

5 ページの「権利擁護業務」。終活を成年後見制度の仕組みの紹介と一緒にし
ました。消費者被害についても、小さい単位で啓発の取り組みをしました。

6 ページの「包括的・継続的ケアマネジメント業務」について、介護支援専
門員のスキルアップで、第四包括圏域の居宅介護支援事業所と事例検討企画委
員会を立ち上げて、介護支援専門員のスキルアップに向けた取り組みを実施し
ています。事例検討会については、2 回しか開催できなかつたので、一部とい
う形になっています。

8 ページの「介護予防ケアマネジメント」です。今年度一般介護予防事業で、
集会所ごとに開催する中、自治会の理解を得ながら開催をしました。その中で、
その地域に自主グループがないところは、包括支援センターがフォローを続け
ながら自主グループが立ち上がったところもあります。自主グループに対して、
活動が本来の目的であるかを確認しながら、理学療法士や大学の教授に指導を
受けながら支援をしています。いきいきサポーターのフォローという形で、そ
の方々の知識や実践活動をしっかりと伝えながら、あとはサポーター同士の交

流を支援させていただきました。

第五地域包括支援センター

地域包括支援センターの業務推進体制は、職員の異動もありましたが、ベテラン職員の指導の下、滞りなく業務を遂行することができました。業務の進捗管理は、週に1回のミーティングで職員全員が確認し、また司会、記録係を順番ですること、業務や今取り扱っている事例への関心を持たせています。職員の資質向上のために職員の希望する研修にできるだけ参加させました。

3 ページの「総合相談業務」については、相談窓口機能として、センターが無人にならないよう調整し、また相談者、家族の希望により、休日対応もしました。センター周知のための広報紙を今年度末までに1回発行し、計画通り4回発行する予定です。実態把握件数は、目標の5割に達していず、年度末まで目標に向けて頑張りたいと思います。

「地域ケア会議」は個別が5回、地域課題が3回、計8回開催しました。個別事例は、困難な事例に関わる関係者と情報共有や解決に向けて支援方法を協議しました。地域課題は地域のグループホームと病院と共同で、認知症カフェ開催に向けて協議しました。

認知症の取り組みにつきまして、認知症サポーター養成講座や安心見守り隊養成講座を地域の集会所単位で開催することで、地域住民に関心と理解を持たせることができました。キッズサポーター養成講座は学校単位だけでなく、地区子供会の夏休みを利用して開催しました。認知症カフェは南勢病院、地域のグループホームの協力の下、9月から毎月第2木曜日開催しています。会場は南勢病院のデイケア棟をお借りし、スタッフは包括職員、サポーター2名、グループホーム職員は持ち回りで担当しています。

5 ページ、「権利擁護業務」について、虐待予防啓発、消費者被害防止啓発、成年後見制度普及活動は、受講者の参加者数を増やすために、より身近な集会所をお借りして、住民が歩いて来られる場所で、それぞれ4回以上開催しました。成年後見制度では、第五包括独自で作成したエンディングノートを活用し好評でした。

6 ページ「包括的・継続的ケアマネジメント業務」について、松阪市内3病院の地域連携室から入退院の情報を貰い、退院後も支障なく療養しながら元の生活にできるよう支援しています。在宅医の往診の際には、一緒に同行して、医師の指示や情報交換の場としています。

介護支援専門員の相談には一緒に考えたり、時には同行訪問をして助言したり、関係機関の紹介もしています。年に4回介護支援専門員のスキルアップを目指す研修会も開催し、顔の見える関係づくりに心掛けています。

7 ページ「介護予防ケアマネジメント」について、高齢者が集まる場所に参加して、はつらつチェックシートを実施し、該当者には予防教室等に参加を促しています。

今年度3回シリーズの教室には、自治会や老人会と連携し、地域住民が参加しやすい集会所をお借りして開催したので、新規の参加者も増え、地域の住民から喜ばれました。その結果、自主グループ化を考えている地域も出てきまし

た。また老人会も今までは奉仕活動一辺倒であったが、これからは運動や認知症予防を取り入れていきたいと気持ちの変化が表れてきました。既存の自主グループは、包括職員を頼らず、自分たちで運営していくようになりました。

介護予防いきいきサポーターフォローアップ教室では、大石町の「おいしこまち」を講師に迎え、現場の取り組みなど、しっかり他のサポーターに伝えてもらい、大きな刺激を与えてもらいました。

会長

はい、ありがとうございました。第一から第五まで、自己点検表について、ご説明をいただきました。自己点検表と先ほどの運営状況の両方を見せていただきますと、どれぐらいの量をやっていて、なおかつ、それぞれの地域特性の中でどういうことに力を入れてやっているかも分かったような気がします。

それではこの(1)について、委員の皆様のご質問あるいはご意見をいただきたいと思いますので何かありましたら挙手をよろしくお願いします。いかがでしょうか。

委員

活動の報告に始まり、来年度の取り組みということで、一杯の業務がある中で、介護予防にそれぞれの包括が重点を置いて活動しておられる様子が良く分かりました。この介護予防一つの教室をとっても、1回でやりっぱなしではなくて、75歳以上の方で繰り返しやることで、その地域の人との目に見える関係が少しずつできているのかなと思います。それぞれの地域のやり方で、そのやり方は違いますけれど、長く継続しているんな地域の方、個人の方との繰り返し、繰り返し顔の見える関係、包括と住民との関係において、住民の方々が少しずつどうあるべきかと気付いて動いている様子が、今見えてきたと思います。おそらくこれからの超高齢化社会では、多分、医療・介護だけの専門職の力だけでは、どうにもならんと非常に感じておりますので、その地域の皆様方の発想の転換といいますか、それを何とか醸成していくのがすごく大事だと思います。顔の見える関係というか、多職種のいわゆる専門職の中では、随分できていて、それが連携拠点に繋がり、認知症初期集中支援に繋がっていると思います。この地域における地域包括と住民の方の顔の見える関係を個人、団体に限らず、その地域のつながりになっていく要素はいっぱいあり、そうしなければいけないなと印象を持ちました。

会長

ありがとうございました。顔の見える関係づくり、多職種の中では随分進んでいると思いますが、関係づくりというよりも、既にそれが各いろいろな形で結びついてきていますが、地域の皆様、住民の皆様との顔の見える、さらに深い関係づくりは、まだ道半ばのように思いますので、おっしゃる通りかと思えます。ありがとうございました。

他の委員の皆様いかがでしょうか。どんなことでもよろしいです。事務局に対することでもよろしいですし、各包括に対してでも結構です。

委員

各包括の方々、どうも御苦労さまです。介護予防に力点を置いた取り組みで

すが、例えばキッズサポーター、各包括すごく頑張っており、人数も順調に増えています。予防というのは、大人になった時にどう自分が関わってくるかを見定めた活動だと思いますが、子供達はどのようなことを学んでいるのでしょうか。

第三包括では小学校でキッズサポーターができるようになりましてという報告があって、今まで何でできなかったんですか。いろんな地域の事情があると思えますけど教えていただきたい。第五包括で、高齢者の方が集まりやすい場所にセッティングをしていますということですが、どういった場所なのかも教えていただきたいので、よろしく願いいたします。

会長

それではまず、キッズサポーターの内容ですね。どんなことを。それは第一どうですか。校区でみんなやっているんですから。どういうことをやっているのかまず教えてください。

第一地域包括支援センター

キッズサポーター養成講座は、うちのセンターでは地域の方々と一緒に作り上げていく方法をしています。まず企画段階から地域の皆様とどんな内容をやっているか話し合いをして、協議を重ねながら取り組みを迎えるわけですが、当日は例えば、先週の土曜日第一小学校での内容をご紹介しますと、子供達が「友達」という歌を私たちに聞かせて下さったんです。その友達という内容は、「いろんな子がいるけどみんなが等しく、尊くて大事に友達のことを尊ぼう」という内容の歌でした。それは学校の先生が私たちの発するメッセージ、高齢者、認知症になっても尊厳は守られるべきだし、それは友達同士にとっても同じ、友達を大事にしながら毎日を暮らして生活をしていこうというメッセージを受け取っていただいたからこそ、そういう歌をチョイスして歌っていただけたんだと、すごく胸がジーンとしたんです。子供達はこの講座を通じて人の尊厳であるとか、自分達とは違う境遇にある人達も大事にしていくことを学んでいただいていると思っています。

会長

ありがとうございました。次は第三包括いかがでしょうか。

第三地域包括支援センター

今まで何でできなかったのかについて、子供さんが少なく、認知症に関する興味みたいところも、今まで周知活動も少なくてできなかったのかなということがあって、1回させていただいた後、その後継続してできるのかという時に、なかなか難しかったので、1回限りでまた3～4年してまた1回という形が繰り返されてました。今4月の小学校の年間予定を立てられるときに、1回訪問させていただき、その時にこういうことをさせていただきますので、もしよかったらという形で周知をして、その後職員の中でも小学校のお子さんがいらっしゃる方もみえるので、そういう方に校長先生にアピールしていただき、ここ最近では毎回1回したら、次も翌年も同じ学年でさせてもらえるようになってきたと思います。少しずつ積み重ねがすごく大事ななと感じています。

会長

それでは第五包括。

第五地域包括支援センター

高齢者が集まる場所ですけど、昨年度までは公民館区でしていましたので、非常に集まる方が少なかったのは、公民館まで来る足の便がなかった方が多かったものですから、今年からはもう少し小単位で、地区では必ず集会所があり、地域の寄り合いや、会合、またお寺のお堂などをお借りして、そうしますと、普段から老人会で集まっている場所であったりしますので、みなさん行き易いこともございました。自治会の方で、そういう話をさせていただきましたら、快く会場を無料でお貸しするところもたくさん出てきましたので、自治会の集会所をお借りしてやらせていただきました。

委員

どうもありがとうございます。より取り組みを深めたり、あるいは工夫があるという実例を、さらにこちらも分からせていただきました。

会長

はい他にいかがでしょうか。

もしないようでしたら、後からでも結構ですのでご質問とかご意見をいただけたらと思いますので、(2)の方へ進ませていただきます。

では続きまして、平成 31 年度、来年度のことですけど、地域包括支援センター自己点検表（案）について、事務局からご説明いただきます。

事務局

自己点検表の（案）、資料 2 をご覧ください。

先ほど管理者の方から、地域包括支援センターの自己点検表の 12 月分までの報告をいただきましたが、その報告の時の資料 1 の左から 2 番目にチェックすべき事項（市の基準）欄がありました。そこに当たる項目が、30 年度までは全部で 102 項目のチェック項目の基準を定めていました。2019 年度からは、自己点検表の項目を新たに 95 項目で選択をしたのが新しい案になります。

区分けは、大きく 5 つに分類されており、1 つ目が「地域包括支援センターの業務推進体制」、2 つ目が「総合相談支援業務」、3 つ目が「権利擁護業務」、4 つ目が「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」、最終ページが 5 つ目の項目「介護予防ケアマネジメント・介護予防支援」となります。今まで使っていたチェックの 102 項目を来年度から変更をする目的は、これまでの地域包括支援センターの運協で、地域包括支援センターの業務はとても多忙で、機能もとても細分化されてきて、地域包括支援センターの職員さん大変であるというご意見を頂戴しており、そのような声が、実は国にも頻繁に上がっており、国が法的に介護保険法の改正をして、地域包括支援センターの事業を、業務分担が過大になっているという指摘が多いことから、どういう機能を適切に発揮していけばいいのを見極めるための一つの指標として、新たな評価項目を設定されました。それが平成 30 年度に法的に降りてきたものです。

資料 2 の表の右から 2 番目の枠に、国という欄があるのが、国が作った評価指標の項目で挙げています。1 番から下の方に続いており、国の項目が 1 から 56 まで。その左側に市独自という項目があり、今までこの松阪市で評価指標を

102 項目持って来たうちの 39 項目をオリジナル項目として、あえて残した部分で、両方とも合わせますと 95 項目になります。

国だけではなくて、市独自の項目を残した内容については、地域包括支援センターの管理者の方々とも一緒に協議して作ってきました。包括さんは 10 年以上経過して、確実に事業を実施していますが、あえて市独自の項目を残すことで基本的な業務の指針を文字化して、これら項目は絶対忘れずにきちっと 3 職種がチームワークを組んで業務をしていくために、業務の指針として残した方がいいと協議して残しています。

全国一律の評価指標では測れない、市独自の視点というのか、松阪市の特性を活かした内容が、市独自の部分には多く含まれているように思います。特に認知症の取り組みを松阪市は重点を置いていますので、例えば 3 ページ目の認知症の項目は、国の指標ではほとんどないのですが、松阪市のオリジナルとして残してあることが特徴になっています。

1 ページ目の一番下の方に個人情報の評価指標があります。「個人情報保護に関する市町村の取り組み方針に従って、センターが個人情報保護マニュアルを整備しているか。」という項目が、国の指標として新たに設けられて、これまで市から地域包括支援センターに具体的な取り扱い方針をお示ししてこなかったもので、新たに作成しました。それが次に綴られている A4 の資料 2 というものになります。

地域包括支援センターにおける個人情報の取り扱い方針(案)ということで、黒丸のところは、大きな項目で、その黒丸の 2 つ目、個人ファイルの管理で、今社会的にパソコンの USB とか紛失によって個人情報が一斉に出ることがあって、取り扱いは十分気をつけなければいけないことは、包括も今迄から共有してはいますけど、その時の持ち出しの管理簿を新たに作ることにし、2 枚目にパソコン電子情報の媒体持出管理簿を作らせていただきました。

黒丸の 4 つ目、地域の関係者における情報管理です。地域包括支援センターの方々には、地域の自治会長さんや民生委員さんや一般の利用者さんのご近所の方からいろんな情報を得ていただき、相談に乗られる立場です。その①のところに「関係者が知り得た情報を地域包括支援センターへ提供する旨を関係者から本人に伝え、同意を得てもらうことが望ましい。」という文章がありますが、その時に口頭で「ご利用者の個人情報を伝えるよ」と近所の民生委員さんと包括さんの間で、口頭で取り交わしているのが今までの常だったと思います。中には本人様が忘れることもある場合を想定して、「個人情報保護に関する同意書」で、必要があればこういうのも使って個人情報を大事に取り扱っていくことにしていこうと思います。

評価指標に戻りまして、このすべての項目に渡って地域包括支援センターの方のみが、評価をしてください、ということではなくて、業務に当たっては、市町村とその情報を共有していくとか、市町村とその企画と一緒に考えているかという視点がたくさん織り込まれています。そういう意味では、この評価指標を地域包括支援センターの方々と一緒に立てたという経過もありますが、それ以上に委託している実施主体である市町村の方が、これらの視点をもう一度

原点に戻って、振り返って計画を見直さなければいけないと感じています。

細かい事項については、質問なり問い合わせをいただいた上で、お答えが出来ればと思います。内容は本当に豊富で見にくい点多かったと思いますが、この自己点検表、新たなもので 30 年度から包括さんが点検するのに役立てていただけたらと提案させていただきます。

会長

はい、説明いただきました。自己点検表が変わるということは、また仕事も増えるのではないかと、やっかいだなという気もしないではないですけど、こういう方向ですね。まあ、リスクマネジメントということや今後のことを考えて作っていかれたんだということです。またこれについては、先ほど事務局の方から話があったように、各包括さんとも話し合いがある程度できているということで、事務局さんよろしいですね。現場はね。現場の方の知恵を出し合っていて、検討してこういう自己点検表（案）を、この協議会、ここで承認をいたしますので、出して頂いたということだと思っています。何かこの案について、ご意見有りますでしょうか。

委員

ちょっと理解しにくいんですが、先ほど第一から第五までのご説明を受けて、すごいなと思っていましたし、またこんなに書かんならんのかという思いも実はありました。でも 2019 年度からののは、市独自、国、センターの自己評価と書いてありますが、ここへ○をしていくわけですか？どう書いていくのか？

センターの自己評価という右端の欄を見ると、国は 1, 2, 3, 4……と番号がついているので、55 項目は報告してほしい、それに対して市独自のものを加えた解釈していいのか。一番気になるのは、センターの自己評価は、どんな風にするの？例えばセンターの方で所長さんがこれはやっている、これはどうかとするのか、あるいは職員が集まってするのか、この自己評価、どのように書くのですか？

なぜそれを言うかという、今までたくさん書いてもらっていますので、読ませていただくと良く分かる。頑張っていることが良く分かるし、今までの表は実施状況達成度で、できている場合は、みなさんで会議して予定より 100%、70%以上 100%までできているということになれば○をしてあるんですけど、これはセンターの自己評価はそういうものがなければ、例えば会議を何回しましたか、1 回したから○するのと、本当に苦労して回数を多いものを○したらすんでゆくのか、書き方と、その目的、それをこれから私たちが見せていただいて良く分かるように、どんな風に考えたらいいのか教えてほしい。

会長

はい、もっと詳しく説明をお願いします。

事務局

まず書き方で、センターがどんなふうに自己評価するのか。一番右側の欄にどんなふうに書き込むかのお尋ねに関しては、31 年度であれば、30 年度 1 年間分の自己評価を、国の方から問い合わせは 7 月ぐらいにあり、ここに○か×か、国の選択肢が 2 択なので。それに合わせて、市のオリジナルの項目も 2 択

で、○か×か、「はい」か「いいえ」の答え方で今のところは考えています。ですが、今委員からご意見ご指摘をいただいたように、今までは達成状況を 12 月までに 30%出来た、70%出来たと包括支援センターの方が、チームで事業を振り返った上で、3 つのどこかの欄に○を振っていただく自己評価をしてきた、どんな苦勞をしてきたのか、よく分かるとおっしゃっていただきましたので、その点がこの○か×だけでは、さっぱりわからないとおっしゃっていただいた点が今よくわかりました。国への報告は、国が「はい」か「いいえ」なので、それは仕方がないと思いますが、これは宿題で持ち帰らせていただきたいのですが、包括支援センターの松阪市版としては、委員さんにご協議をいただくことも今後も必要なことですので、単なる○か×だけではなくて、どんなふうにこのチェックの 1 番から 95 番まである中のどこに重点を置いて包括さんが取り組まれたかが、もう少し明確に分かるように、例えば◎という方法がいいのか、ちょっとそれを検討させていただきたいと今思いました。

今回の報告にありましたように、4 月から 12 月までの取り組みを振り返って、一番右の欄に、実施状況の報告を文章化していただいています。今後も、それぞれのチェックに関してのどのように事業に取り組まれて、工夫して、ご苦勞があったかは、文字でご提出をいただきたいと思います。

大変貴重なご意見をいただきましたので、包括さんと調整をして、来年度のチェック項目、自己評価の仕方を工夫させていただきたいと思います。

会長

委員、いいですか。

委員

1 つ確認させてください。これは○か×かですか。二者択一で今のところ国が言って来ているのは、それは国へ出すのと、市で評価するのと 2 つ作りたということですね。でも 1 回でもしたら○付きますよ。すごくこだわっていますけど、評価になるような、私が見ても、手に取るように今の活動がわかるので。確かにお気の毒と思います。たくさん書かんならんで。

会長

事務局、今までも国の報告は○×で報告していたんじゃないですか。

事務局

国は平成 30 年度に初めて、介護保険法の改正で包括支援センターの機能強化をするために、これを取り組み始めて、30 年度に今試行で 1 回やっただけで、本格的には初めてです。

会長

国に報告はしていなかったのか？こんな何%というのは、3 段階になっているところですよ。

事務局

国から報告は求められていません。これは松阪市のオリジナルで、運協の第 1 回目から委員の先生方にもご指導をいただいて作成したもので、よその町にはない評価指標です。自己点検により実績を評価し、これが続いているものと聞いています。

会長

わかりました。これせつかく今までいい方法で作っていただいたので、よく考えていただいて。決定ではないですよ。この〇×をつけたりするところはね。

事務局

包括支援センターの方から何か意見がありましたら、一緒に協議の場を持たせていただけたらと思います。

会長

包括の方も言いたいことがあれば。

他の委員の皆様いかがでしょうか、この件以外でも結構です。自己点検表については…

第四地域包括支援センター

個人的な意見で今思い浮かんだのは、あくまで国へ提出するのは〇×で、委員が言われたように、市独自のところは今まで通り、できている、一部できている、という形で状況を書くのでもいいかなと思います。

会長

はい、わかりました。またその辺相談していただいて、事務局よろしく願います。委員、今のでよろしいでしょうか。

それでは他の委員の皆さん、自己点検表についてよろしいでしょうか。それでは (3) 平成 31 年度運営方針（案）について、ご説明を事務局の方から願います。

事務局

資料 3 の方をご覧ください。2019 年度松阪市地域包括支援センター運営方針（案）についてご協議をお願いします。

1 番目の目的は、前年度と全く変えておりません。

2 番目の基本的な運営方針について、少し整理させていただきました。3 番の「公的な機関として、公正で中立的な事業運営を行います。」を運営方針にきちんと位置付けて、これを「公益性」と呼びます。4 番「三職種が連携・協働体制を構築し、チームで業務にあたります。」も基本的な部分で、「協働性」とくくりました。5 番についても、「公的サービスのみならず、地域の多様な社会資源を有機的に結び付けます。」これを「地域性」とくくりまして、運営方針の中に位置づけました。これが新たに増したところです。

3 番目の具体的な業務内容については、これまでも包括支援センターの運営方針は、3 年ごとに策定している市の介護保険事業計画の基本理念、基本的な考え方に基づいた取り組みを行うことで進めています。今は第 7 期の介護保険事業計画に沿った取り組みの中で、具体的に基本理念と基本的な考え方を四角で囲んでここに明記させていただきました。

次のページは、包括支援センターに重点的に取り組んでいただく業務内容で、基本的な包括の 4 つの業務について、それぞれ挙げています。

1 つ目が「総合相談支援業務」。この中に 4 つあります。地域の実態把握、見守りネットワークの構築、地域ケア会議の開催、認知症施策の充実の 4 つのポ

イントが、総合相談支援業務の中に重要な事業として挙げました。ワンストップ窓口で地域の声をいち早く吸い上げて、相談支援に乗ることと、多種多様な地域の資源を把握してつなぐ役割が、ここに大きく含まれてくると思います。認知症の取り組みは、松阪市の大きな重点項目で、ずっと前から進んできており、4) の内容については、ボリュームが多くなっているかと思います。

2 つ目は「権利擁護業務」です。

3 つ目は「包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」になります。これは、大きく 3 つ、①「医療と介護の連携強化」、冒頭から連携拠点や認知症職集中支援チームのお話も報告していますし、何より医療関係者の方と介護の連携強化が必要で、ここは重点的な業務として書いています。

②の「適切なケアマネジメントへの支援」は、ケアマネジメントを行うにあたり、介護保険に基づく制度やそれで補えない保険外のサービスを適切に利用していただくことで、今までもしっかりと推進をしていますが、包括支援センターだけではなく、その地域で居宅介護支援事業所の方々と連携しながら動いている点においては、一番下段に書いてあるように、「行政と連携しケアプラン点検支援等を行っています。」も新たに書き加えたところです。

次のページ 4 番目、「健康づくりと介護予防の推進」、ここは先ほどらい委員の皆様からご質問もありましたが、介護予防の地域で展開する場を、包括としても工夫して地域に入り込んで一人一人の高齢者の方の関心が向き、生活習慣の改善と継続に向けて関わっているのが現状です。ここもボリュームが大きくなっていると感じてます。

次のページは、アラビア数字のⅣで、「地域包括支援センターの周知及び体制の強化」(1)～(7)まであります。周知については、地域の中にグッと浸透してきたと思いますが、周知を続けることと、体制を強化していくことがここに書かれています。

(4) センター間の連携・行政との連携で、今までから市の方と連絡会議を持ちながら、情報共有したり、企画に取り組んできましたが、改めて網をかけて確認をさせていただきました。

(6) の個人情報の保護は、先ほどの自己点検表の方でも説明したように、マニュアルを策定し、業務を遂行できるように、市からも取り扱いの方針を示させていただいたところです。

最後の(7)は、センターの評価で、「国が定めた評価指標と、市と協働して策定した自己点検表を活用して、毎年センター毎の業務内容の評価を行い、次年度計画に活かしていきます。」を新たに入れました。

最終ページに、2019 年度における事業の重点目標を 4 つ書きました。1 つ目は、住民自らによる介護予防の取り組みと介護予防ボランティアの養成及び活動の支援です。

2 つ目は、生活支援サービス。いわゆる地域の支え合いの創設。

3 つ目は、地域住民と共に、高齢者の見守り声かけ訓練を実施。

4 つ目は、多職種で在宅ケアをサポートする体制づくり。

この 4 つのポイントを 2019 年度の地域包括支援センターの重点目標に提案

させていただきます。

第 7 期の介護保険事業計画の中で、地域包括支援センターが中核となって、地域包括ケアシステムを推進していくなかで、この 4 つの目標については、明確に計画の中にもうたっている部分であり、そこには重点に取り組んでいただきたいと思ったことから挙げさせてもらっています。

会長

はい、ありがとうございます。運営方針についてはいかがでしょうか。

最初のところの、運営方針（案）の網掛けのところ以外はほとんど変わっていないと思います。特に最後の重点目標について、ご説明いただいたように、黒丸 4 つで書いてありますけど、よろしいでしょうか。ご意見有りましたら。

委員

運営方針のところは、前年度との違いについては、網掛けのところが追加で、除いたところはなかったのでしょうか？

会長

事務局どうですか。

事務局

網掛けのところが新しく追加したところで、減らした部分は、例えば 30 年 4 月から開始していますという説明を除いたり、内容が重複しているものを省いたということで、項目自体を抜いたようなものはございません。

会長

よろしいですか。

委員

この運営方針とは関係ないかもしれませんが、相談支援業務は、私も全体的なことやどうということが日々あってということが分かりにくいんですけど、認知症であったり、虐待事例であったり、本当に一つ一つの出来事が、そのご家族であったり、周りを取り巻く環境であったり、性格であったり、本当に大変なんじゃないかなと、今日はいろいろお聞きして思い出しました。そういう相談事例に対して、地域包括の方が、あまり負担にならないように、悩まないように対応を、例えばあるのかも知れませんが、こういった事例はこのように対応するとか、そういったマニュアルがあってもいいのかなと思いました。

医療・介護の連携に関しましては、私たちの薬剤師も大いに使っていて、そういった困難事例に何か薬剤師会が携われることがあれば、何なりと要請していただけたらと思います。

会長

はい、ありがとうございます。薬剤師会さんにもいろいろお世話願っています。今後ともよろしく、特に多職種連携についていろんなことをお願いしたいと思います。

他にいかがでしょうか。

委員

大きな 2. の重点的な取り組みの中で、1) の地域の実態把握、①潜在している課題の発見で、いろんな 75 歳到達者と非該当の方の情報を収集しますと

ありますが、この情報は、その地域に関係すれば情報を共有していただくことは可能なんですか。

もう 1 点、個人情報の取り扱い方針の案の中で、その知り得た情報を提供する関係者から同意を得るということですが、それはあくまでもチェックしてある最後の同意書をもって、要望いただいて、それを管理することだと思うんですが、その情報が例えば、関係者から人のところに渡ったあと、関係するところには情報を提供していただく、あるいは共有していただくことは可能なんですか。要は守秘義務の関係で、いやそこまではいかないの、これはあくまで関係者との間での同意書であって、関係者への情報提供というのは難しいものなのではないですか。

会長

はい、どうでしょうか、事務局。

事務局

75 歳以上の方を訪問に関しましては、要介護や事業対象者になられた方や、後期高齢者の特定健診を受けられた方の情報を除いた、医療を受診されていないであろう方を省いて、75 歳代の 1 学年の方の情報を包括支援センターの方へお渡しして、その方がお元気で暮らしておられるのか、介護予防の取り組みをお勧めした方がいい場合は、訪問してきてください、潜在的なニーズがないか聞いていただきたいということで訪問をさせていただいています。市から包括を通じて情報を流しているのはこの部分になります。

後半おっしゃっていただいた民生委員さんが、例えば地域の困っておられる方からお話を聞いてもらって、それを包括支援センターにご相談される場合の想定かと思いますが、その時には口頭で民生委員さんとその人の関係の中で、例えば信頼関係があって、お話をその方から聞いていただいた、でもそれを包括支援センターにまた情報をお伝えする中には、包括支援センターがそのご利用者さんにとって、お役に立てるような訪問をしてくれたり、例えば介護サービスに繋いでいただいたり、あなたの役に立っていただけの人だから、僕から包括支援センターに言うわねと、口頭でその信頼関係でお伝えできる場合がほとんどだと思うんですが、それが少し難しい場合の人には、同意書（案）を用いたらどうかと思います。また包括支援センターが民生委員さんや地域の方を通じていただいた情報を違う関係者の方にお渡しできるかどうかは、やっぱりそこまで人に言ってもいいかという確認があった上でのことだと思います。

介護サービスを利用するときには、本人さんから申請の時に同意をいただいているので、関係者の方には、それが伝わっていくことがありますけど、民生委員さんや自治会長さんや地域の方々から聞いていただくことについては、断りなく関係者に流れていくものではないのかなと思います。

委員

ありがとうございます。私も関係のない方の情報下さいとか、そういう把握するようなどころじゃなくて、直接関係する方の情報が、ある程度時間とともに変わった場合に、適宜情報がいただけたらありがたいということです。

会長

ありがとうございます。

委員

先ほどの運営方針のところですが、最後に重点目標、この中で介護予防ボランティアというのが突然出て来て、今までの中で重点項目や自己点検の中で、出てこなくて、介護予防ボランティアが出て来る。なぜ、もしこういう組織化の問題が包括の中であるのであれば、今までの活動とどう結びつくのかが 1 つ気になるのと、この重点目標なりの運営方針と先ほど言われた自己点検表の（案）のつながりが合致しているのか、ちょっと確認していないのでわかりませんが、合っているのかなと気にしているところです。

会長

今の、今度の新しいのに変えるのが、合致しているのかということですが、そこまでチェックはしていないですか。重点目標と自己点検表。

事務局

内容的には合致しておりますが、介護予防ボランティアという言葉は初めてここで現れていることに関しましては、資料 2 の自己点検表の 5 ページ、最終ページの介護予防の支援で 91 からですが、介護予防いきいきサポーターが、介護予防ボランティアという位置づけで、包括支援センターの方が、その養成を毎年行っていており、今日の事業報告にもありましたが、それを指しています。

会長

事務局、今の介護予防ボランティアという言葉は、包括支援センターではずっと使っている言葉なんですか。私もあまり知らないもので。

事務局

失礼しました。実は第 7 期の介護保険事業計画の達成目標の介護予防のところに「介護予防ボランティア」という表現がしてあり、指しているのは介護予防いきいきサポーターと介護予防ボランティアは同じものですが、わかりにくいようでしたら、添え書きをさせていただこうかと。

会長

そろそろ時間もたいぶ来ましたが、運営方針（案）について、よろしいでしょうか。いくつか修正をというか、考えなければならない点はあると思いますが、自己点検表のことも含めてありましたけど、よろしいでしょうか。その辺はもう一度修正するというので、1 番もそうですけど 4 月から 12 月で、また来年度の地域包括支援センターの運協にも出てまいりますので、そのときに最終的に承認していただくことになるかもわかりません。よろしでしょうか。

それでは最後に、これはすごく大事なことですけど、いつも事務局から忘れたらだめですと私言われるんですけど、この地域包括の運協の一番大事な仕事の一つですね、年度が終わります、年度末ということで、今ございます 5 つの地域包括支援センターという事業を今まで通り委託ですので、委託してもよろしいでしょうか。ということとここで協議、承認をいただきたいということになっています。先ほどから自己点検等でも、各包括からお話があったように、大変一生懸命 5 つの包括とも頑張っていると思います。また

来年度ももちろん頑張っていただけだと思いますので、5 つの地域包括支援センターに事業を委託するという件について、承認いただけますでしょうか。

はい、それでは全員ご承認ということで、この件については締めさせていただきます。

ありがとうございました。それではこれで協議事項については終わりたいと思います。その他で何かありますか。

事務局

その他の事項としまして、2019 年度の第 1 回運営協議会を、6 月か 7 月ぐらいにさせていただきたいと思います。また改めてご連絡を差し上げたいと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

会長

はい、よろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは、平成 30 年度の第 3 回松阪市地域包括支援センター運営協議会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。